

◎新潟県告示第1297号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和2年12月8日

新潟県知事 花 角 英 世

1 調査を行った者の名称及び地域

調査を行った者の名称	成果の名称及び地域
新発田市	新発田市の地籍図及び地籍簿 瑞波、荒川の各一部
新発田市	新発田市の地籍図及び地籍簿 上中山、荒川の各一部
小千谷市	小千谷市の地籍図及び地籍簿 川原田、土川二丁目、上ノ山二丁目、上ノ山三丁目、上ノ山四丁目の各一部
阿賀野市	阿賀野市の地籍図及び地籍簿 押切、金屋、次郎丸の各一部
阿賀野市	阿賀野市の地籍図及び地籍簿 水原、外城の各一部
刈羽村	刈羽村の地籍図及び地籍簿 大字十日市、西元寺、井岡の各一部
聖籠町	聖籠町の地籍図及び地籍簿 大字網代浜の一部

2 認証年月日

令和2年11月30日